

社発第T-265号  
平成19年7月17日

証券会社  
代表者 殿

日本証券金融株式会社  
取締役社長 増 淵 稔

「貸借取引貸株料」と「貸株等代り金金利」の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、当社は貸借取引における貸株等利用証券会社から、貸付株券等の価額に対して一定率（年率）を乗じた額を「貸借取引貸株料」として日々徴収しております。当該貸株料は、平成14年2月26日付けで金融庁が公表した「空売り規制の遵守状況に関する総点検結果等を踏まえた対応について」により、信用取引の買い方と売り方の間のコスト負担の適正化を図るため「制度信用取引における株券調達コストの更なる見直し」にかかる要請を受けたことに伴い、貸借取引において新設したものであり、同時に制度信用取引においても「信用取引貸株料」が導入されました。また、貸借取引貸株料の導入にあたり、当社は、急激な制度変更により証券会社に過度の事務負担等が生ずることを回避するため、当該貸株料の徴収は、当社による貸株等代り金金利の支払いと併せて行わない旨を通知いたしました（平成14年3月19日付社発第539号）。

こうした中で、昨年7月の日本銀行による所謂ゼロ金利解除以降、短期金融市場の金利が上昇し、これに伴い当社は、貸借取引金利のうち融資金利について数次にわたり適用金利の引上げを実施してきたところであります。今後、同行の金融政策の変更等により、短期金融市場の金利がさらに上昇した場合には、信用取引貸株料および貸借取引貸株料が導入後5年を経過して売り方の負担するコストとして制度信用取引・貸借取引制度の中に定着してきたことに鑑み、上記社発の通知に拘わらず、同コストの適正化を図るため貸借取引貸株料の徴収と貸株等代り金金利の支払いを併せて行うことも考えられますので、予めご通知申し上げます。

敬 具